

堺の伝統産業紹介冊子制作業務
仕様書

1. 業務名

堺の伝統産業紹介冊子制作業務

2. 目的

本業務は、古くからの技法と熟練の技からなる堺の伝統産業の魅力を、日本国内また世界に向けて発信、周知を図るもの。また、小学校中学年以上の伝統産業への興味・関心を喚起し、次代の担い手へと促進するような冊子の制作を目的とする。

3. 履行場所

公益財団法人堺市産業振興センター（堺市北区長曾根町 183-5）

4. 履行期間

契約締結日～令和6年1月31日（火）

5. 業務内容

(1) 堺の伝統産業「刃物、注染・和晒、線香、手すき昆布、手織緞通、鯉幟」（以下、「各産業」という。）の製造現場等の取材、撮影、ライティング、デザイン、編集を行い、写真や図、イラスト等を用いた内容の冊子データを作成すること。

ただし、印刷は発注者が別途行うものとする。

①冊子サイズ

B5判

②冊子構成

表紙	ひと目で各産業が視認できるデザイン
表2	堺の伝統産業全般の歴史等をイメージできる内容・デザイン
1ページ	目次
2・3ページ	刃物（歴史、製造工程、用途別刃物の種類）
4・5ページ	注染・和晒（歴史、製造工程、手ぬぐいの使い方）
6・7ページ	線香（歴史、製造工程、線香の種類）
8・9ページ	手すき昆布（歴史、製造工程、昆布製品の種類）
10・11ページ	手織緞通（歴史、製造工程、製品の特徴）
12・13ページ	鯉幟（歴史、製造工程、製品の特徴）
裏表紙	堺伝匠館の概要

③取材について

取材は1日あたり1産業を目安とすること。

④使用言語

日本語版及び英語版の2種類の冊子データを作成すること。

(2) 校正作業

文字等の校正は、発注者が了承するまで行うこと。

6. 納品

(1) 納品期限

令和6年1月31日(火)

(2) 納品場所

公益財団法人堺市産業振興センター 経営支援課

(3) 納品物

①入稿データ(aiデータ)

②アウトライン化する前のデータ(aiデータ)

③Webサイト掲載データ(pdfデータ)

④写真データ(jpgデータ)

7. 著作権

(1) 本業務において作成した成果物(写真、イラスト等)の著作権に関する権利は発注者に帰属する。なお、作成した成果物は発注者の出版物等は無償で二次利用を行えるものとする。

(2) 本冊子データの制作に当たっては、第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフト等を使用するときは、著作権法上に定められた手続きを行うこと。また、本冊子データに著作権侵害による訴訟や損害賠償等が生じた場合、発注者は一切の責任を負わない。

8. 暴力団体等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

ア 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方(以下「再委託先等」という。)としてはならない。

イ これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には発注者の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ア 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- イ 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
- ウ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ア 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- イ 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ウ 発注者は、受注者が発注者に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- エ 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

9. その他留意事項

- (1) 制作した本冊子データ及び本業務実施にあたり撮影した写真、図、デザイン等に係る著作権を含むすべての権利は、発注者に帰属する。
- (2) 公募プロポーザル参加に係る経費、本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費、その他調査・報告に係る経費についてはすべて受注者の負担とする。
- (3) 業務の内容及び範囲について、十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (4) 業務の進捗状況に関し、進捗確認会議等を開催し、報告・調整を行うこと。
- (5) その他、仕様書にない事項は協議により定めること。